

様式第2号（第3条関係）

既存不適格調書

棟番号（ 1 ）

1 基本的事項

建築主	津山 桃太郎			
敷地の位置	津山市 ○○町 ○○番地			
調書を作成した者	資格	（一級）建築士 （大臣）登録 第○○○○号		
	氏名	○○ ○○		
	建築士事務所名	（一級）建築士事務所（岡山県）知事登録 第○○○○号		
	所在地	津山市 ○○町 ○○番地		
	電話番号	○○○○-○○-○○○○		
直近の確認済証 及び検査済証	確認済証	☒ 有 ・ ☐ 無	交付者	津山市建築主事 ○○○○
		交付番号 平成○○年 ○月 ○日 第○○○○号		
	検査済証	☒ 有 ・ ☐ 無	交付者	津山市建築主事 ○○○○
		交付番号 平成○○年 ○月 ○日 第○○○○号		
増改築等の履歴	既存建築物は、昭和○○年○月○日に新築 昭和○○年○月○日に○○室を増築：図示			
既存部分の劣化状況	目視等により調査した結果、構造耐力上支障となるような損傷、腐食その他の劣化の状況は認められません			

2 既存不適格の概要（構造耐力関係規定）

☐ 適法 ☒ 既存不適格				
既存不適格条項	既存不適格の具体的内容			基準時
法20条（令46条4項）	必要壁量が不足			昭和56年6月
法20条（令38条，47条）	基礎の構造，継手又は仕口の構造が不適合			平成12年6月
法20条	構造基準が不適合			平成19年6月
緩和の適用条項				
☒ （政令第137条の2第2号）分離増築				
☐ （政令第137条の12第1項）大規模の修繕・模様替え				
☒ EXP・J等相互に応力を伝達しない構造方法 ☐ 構造上一体				
基準時（平成17年6月） の床面積の合計：A	基準時以降，今回申 請までの間に増築等 を行った部分の床面 積の合計：B	今回申請の増築等 に係る部分の床面 積の合計：C	A／20	A／2
120.00 m ²	20.00 m ²	40.00 m ²	m ²	60.00 m ²

3 既存不適格の概要（集団規定） ※敷地全体について記入してください。

☒ 適法		☐ 既存不適格				
既存不適格条項		既存不適格の具体的内容				基準時
						年 月
						年 月
						年 月
緩和の適用条項（政令第137条の ）						
		基準時：A 年 月	現在：B	申請による増減 ：C	合計：B + C = D	D / A
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
棟数		棟	棟	棟	棟	
適合しない部分： a	作業場・ 自動車車庫等	m ²	m ²	m ²	m ²	
	危険物の貯蔵 又は処理に 供する建築物	m ²	m ²	m ²	m ²	
	その他の用途 ()	m ²	m ²	m ²	m ²	
適合する部分：b		m ²	m ²	m ²	m ²	
合計：a + b		m ²	m ²	m ²	m ²	
原動機の出力		kW	kW	kW	kW	
機械の台数		台	台	台	台	
容器等の容量		リットル	リットル	リットル	リットル	
その他 ()						

4 既存不適格の概要（その他の規定）

☐ 適法		☒ 既存不適格				
既存不適格条項		既存不適格の具体的内容				基準時
法28条の2		換気設備（24時間換気）が不足				平成15年7月
緩和の適用条項（政令第137条の 15 ）						
基準時（平成15年7月） の床面積の合計：A		基準時以降、今回申 請までの間に増築等 を行った部分の床面 積の合計：B	今回申請の増築等 に係る部分の床面 積の合計：C	合計：B + C = D	D / A	
120.00 m ²		20.00 m ²	40.00 m ²	60.00 m ²	1/2	

（注意）

- 2 既存不適格の概要（構造耐力関係規定）及び4 既存不適格の概要（その他の規定）で、緩和の適用を受ける建築物が複数棟ある場合は、この調書を棟ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。
- 添付図書
 - 次に掲げる事項を明示した既存建築物の平面図及び配置図
 - 基準時の状況
 - 既存不適格となっている建築物の部分
 - 増改築等の履歴がある場合は、当該増改築等の対象となった部分※ 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物で木造のものに係る申請にあっては、上記の明示すべき事項が申請書に添付する平面図及び配置図に明示されていれば、この調書への添付は不要です。
 - 新築又は増改築等の時期を示す書類
 - 検査済証。ただし、検査済証がない場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書、登記事項証明書等）
 - 建築基準法第86条の7に規定する緩和を受けるための建築基準法施行令で定める条件を満たしていること証明する図書